

令和2年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名 社会福祉法人 飾東福祉会(法人番号6140005013416)

監査実施日 令和2年10月21日

文書による指摘事項の有無 有

文書による指摘内容	改善状況
1 評議員会の招集に当たっては、理事会で日時・場所・議題及び議案について定める必要があるところ、これまでの評議員会開催に当たってはいずれもその決議がされていない。評議員会開催の手続きを適正に行うこと。	改善予定
2 理事会及び評議員会の審議において、決議に特別の利害関係を有する理事や評議員が存在しないことの確認を行っているかどうか、確認できなかった。決議には、特別の利害関係を有する理事・評議員は加わることができないため、①議案について、理事・評議員に特別な利害関係を有していないかを確認し、議事録に記載する、②定款細則等において、決議事項と特別の利害関係を有する場合にはあらかじめ届出なければならないことを定めておく、③評議員会、理事会の開催通知と併せて、当評議員会・理事会の議案について特別の利害関係を有する場合にはあらかじめ法人に申し出るよう記載する、といった対応を行うこと。	改善予定
3 社会福祉法及び法人定款の定めるところにより、理事長が理事会で定期的に職務執行状況を報告することとなっているが、理事会議事録にその記録がない。定款に定めるとおり、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告すること。	改善予定

令和3年4月14日現在

前年度に実施した指導監査での文書による指摘内容のうち、改善予定又は未改善のもの	改善状況
1 評議員会の招集に当たっては、理事会で日時・場所・議題及び議案について定める必要があるところ、これまでの評議員会開催に当たってはいずれもその決議がされていない。評議員会開催の手続きを適正に行うこと。	未改善
2 社会福祉法及び法人定款の定めるところにより、理事長が理事会で定期的に職務執行状況を報告することとなっているが、理事会議事録にその記録がない。定款に定めるとおり、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告すること。	未改善

令和2年10月21日現在